

医療法人秋麗会 みやにし整形外科リウマチ科

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

<令和8年1月1日現在>

① 通所リハビリテーション事業者及び事業所の概要

名称 医療法人秋麗会 みやにし整形外科リウマチ科
代表者名 宮西 圭太（医師）
所在地・連絡先 (所在地) 福岡県福岡市南区檍原 3-13-17
(電話) 092-564-1123
(FAX) 092-564-1127

事業所の概要

(1) 事業所番号 4011214063

利用定員（1単位） 25名 ※2 クール／1日（計50名）

(2) 事業所の職員体制

管理者（医師）	1名	（常勤）
理学療法士	6名	（常勤5名）
看護職員	5名	（常勤2名、非常勤3名）
介護職員	5名	（非常勤5名）
運転手	1名以上	（非常勤）
事務員	2名	（常勤）

(3) 事業の実施地域

福岡市南区檍原・柏原・花畑・屋形原、城南区樋井川・東油山あたりを中心に、当院から直線距離でおおむね1.5km以内の方

(4) 営業日と営業時間

営業日 月曜日～金曜日

営業時間 9：30～12：00 14：00～16：30

営業しない日 土曜日・日曜日・祝日。ほかに年末年始、お盆など当事業所が別に定める場合があります。（その際は予めお知らせいたします）

② サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

（機能訓練）

理学療法士等の個別計画により利用者様個々の状況に適した疼痛緩和や機能向上を図り身体機能の維持・改善、日常生活動作の向上に努めます。

<当施設の保有するリハビリ器具>

無重力型腰痛治療器	二機
レッドコード（天井ロープ）	四機
干渉波治療器	一機
低周波治療器	一機
遠赤外線治療器	一機
キセノン治療器	一機

レーザー治療器	一機
ウォーターべッド	三機
頸椎牽引治療器	一機
肩関節滑車運動器	一機
ホットパック	一機
フィットネスバイク	二機
フィジカルメドマー	一機
昇降訓練用階段	一機
平行棒	一機
各歩行補助具（車椅子、各種杖、歩行器）、バランスボード、セラバンド、砂嚢	他

(バイタルサイン測定)

運動開始前に血圧測定等を行い運動に適している状態であるか確認します。

(相談及び援助)

利用者様とそのご家族様、関係者様からの相談に応じます。

(送迎)

ご自宅から施設までの送迎を行います。なお送迎の利用は任意です。また、途中下車は出来ませんので予めご了承ください。

イ 費用

(要支援)

1ヵ月ごとの自己負担概算金額（1割負担）

要支援1	2,596円／月	要支援2	4,801円／月
------	----------	------	----------

- ・要支援1は週1回、要支援2は週2回までのご利用となります。
- ・所得により負担割合が2割または3割になります。
- ・上記料金は目安であり、加算項目の変動により実際のご利用料金と差異が生じる場合があります。
- ・介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は料金表の単位の10割の額をお支払いいただきます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

○事業の実施地域以外の送迎費

通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は、事業所の実施区域を越える地点から自宅までの距離に応じて、1回の送迎につき以下のとおりとする（消費税別途）。

5km未満	200円
5km以上10km未満	300円
10km以上15km未満	350円
15km以上20km未満	400円

以下1km増すごとに20円加算する

○その他の費用

通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって（おむつ代など）、利用者様に負担して頂くことが適當と認められる費用は、利用者様のご負担となります。

○キャンセル料

体調不良や病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は頂きませんが、正当な理由なくキャンセルを繰り返す場合はキャンセル料（5,000円）をお支払いいただくことがあります。

（3）利用料のお支払い方法

原則として口座引き落としにてお願ひいたします。

口座振替日 25日（金融機関休業日は翌営業日）

③ サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口 窓口責任者 木村 実城（きむら みき、受付）

対応時間 平日 8：30～12：30 14：00～18：00

水曜日・土曜日 8：30～13：00

連絡先 電話 092-564-1123

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

電話 092-642-7859

④ 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、必要に応じ速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員等へ連絡し必要な対応をいたします。

⑤ 非常災害時の対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する防火管理者または火気・消防等についての責任者を宮西圭太（理事長、医師）と定め、必要な対応を行うものとする。

⑥ サービス利用の際における留意事項

- 利用者ご自身の都合や入院などで休みが60日以上続く場合は、同じ担当者・同じ時間で再開できない場合があります。
- サービス利用の際には、介護保険被保険者証・自己負担割合証を確認させて頂く場合がございます。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合がございます。
- サービスご利用時間帯の喫煙はご遠慮ください。
- サービス利用開始前のアルコールの摂取は禁止とさせていただきます。
- 他の利用者様に迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は自己の責任にて管理して下さい。施設内における紛失・盗難・損傷事故等について当院は責任を負いかねますのでご了承ください。
- 施設内での他利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- 心臓のペースメーカー留置はございますか→その有無（有・無）
※サービス開始後、ペースメーカー留置の手術を受けた場合は必ずご申告くださいませ。

留意事項について遵守いただけない場合、契約書第14条に則り契約を解除させていただく場合がございます。